

海岸法

第一条

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、**海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り**、もって国土の保全に資することを目的とする。

(1999年部分改正)

第二条

海岸保全施設とは、堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜(限定あり)その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

みなとの防波堤は、港湾法、漁港法で定義された外郭施設
→一般の陸地を守るものではない
「町の防護に防波堤は役立たなかった」などという言い方は、論点が違う
湾口防波堤(釜石・大船渡など)は例外

1

津波が来襲

気象庁の注意報・警報にしたがって避難(避難計画は明治以後の津波浸水域等を参考にして市町村が策定)

津波終息後、津波の規模が判明、結果として、

津波の規模が設計条件以下の場合

堤防被害・浸水被害は軽微
すぐに日常生活を再開できる

瑕疵責任あり

津波の規模が設計条件を超えた場合

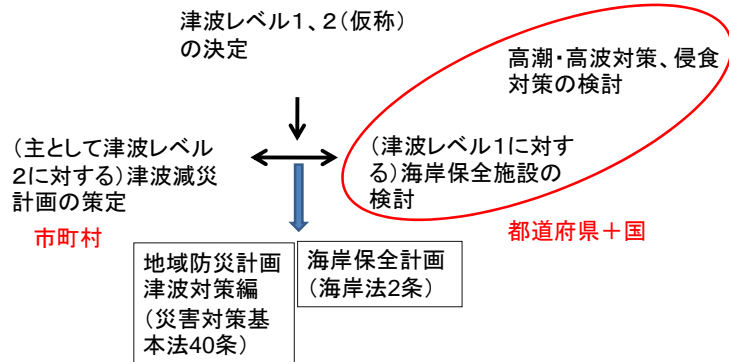
堤防の挙動は不明、浸水被害大
避難計画で対応

瑕疵責任なし

2

地域(市町村)における海岸防災計画の策定

これから



3

津波が来襲

気象庁の注意報・警報にしたがって避難(避難計画は**津波レベル2を基本として**市町村が策定)

津波終息後、津波の規模が判明、結果として、

津波の規模が**津波レベル1**以下の場合

堤防被害・浸水被害は軽微
すぐに日常生活を再開できる

瑕疵責任あり

津波の規模が**津波レベル1を一定程度超えた場合**

堤防は損傷しても倒壊せず
浸水被害は軽減
復旧は比較的容易

瑕疵責任?

津波の規模が**津波レベル2相当**の場合

堤防の挙動は不明、浸水被害大
「まちづくりと避難」で対応

瑕疵責任なし

これから

4